



# 障害者差別解消法が 変わります！

# 令和6年4月1日から 合理的配慮の提供が 義務化されます！

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による 合理的配慮の提供が義務化されました。

障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのような取組ができるか、このリーフレットを通じて考えていきましょう！

改正後

|           | 行政機関等 | 事業者       |
|-----------|-------|-----------|
| 不当な差別的取扱い | 禁止    | 禁止        |
| 合理的配慮の提供  | 義務    | 努力義務 → 義務 |